

## 社会福祉法人鷹山会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鷹山会（以下「当法人」という）定款第8条および21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

- |                            |        |
|----------------------------|--------|
| (1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償 | 5,000円 |
| (2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償     | 5,000円 |

### (費用弁償の支給時期及び支給方法)

第4条 費用弁償に対する支給時期及び支給方法は、次の各号による区分に応じて定める。

- (1) 理事会及び評議員会等に出席、または監事が監査を実施した場合は都度、現金で支給する。
- (2) それ以外の場合は、月末に清算した後、翌月20日までに現金で支給する。

### (改廃)

第5条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則 この規則は、令和元年12月5日から施行する。